

## 「海の家」を出店しませんか

令和2年度海水浴場開設期間における「海の家」出店者を募集します。出店申請にあたっては、必ず出店条件の確認をお願いいたします。詳細は市ホームページをご覧ください。か、問い合わせください。

▼期間 7月上旬～8月下旬  
(準備・撤去は前後1か月以内)  
▼場所 白里海水浴場  
▼区画数 12区画(1区画367㎡)  
▼出店条件 主たる条件として、個人の場合は3年以上市内に住所を有し、居住していること、法人の場合は3年以上継続して市内に事業所を置いていること  
▼提出書類 出店計画書、誓約書、住民票(法人の場合は登記事項証明書)、滞納のない証明書(前年度出店者は確定申告書の写し)  
▼募集期間 2月17日(月)～3月9日(月)  
▼受付場所 商工観光課(分庁舎3階)



その他 締め切り後、「大網白里市海の家等適正利用調整会議」で応募内容の審査を行い、出店の可否について決定します。出店が承認された場合は、区画の占用や海の家等の建築・営業に関して、各法令等に基づく許可の手続きが必要になります。

● 商工観光課 振興班  
☎0475(70)0356

## 野焼きをしてはいけません

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは法律で禁止されています。ドラム缶を用いて燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることも野焼きに当たります。

芝焼き、おたき上げ、軽微なたき火、農林漁業等の運営上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰等が悪臭や大気汚染(PM2.5など)の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。

野焼きを原因とした火災や苦情が多く発生しています。

良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

● 地域づくり課 環境対策班 ☎0475(70)0386

## 動物は正しく飼いましょ

動物を飼う前に、周囲に迷惑を掛けず、責任を持って最後まで飼うことのできる環境であるかどうか、よく考えましょ。

- ・飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性に合った飼育方法ができるかどうかを確認しましょ。
- ・動物からうつる感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょ。
- ・動物には、迷子札やマイクロチップを付けるなどして、災害時等に離れてしまっても、飼い主が分かるようにしましょ。
- ・犬については、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を付けることが狂犬病予防法で義務付けられています。
- ・犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょ。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑を掛けたりすることのないようにしましょ。
- ・散歩の際の糞尿については、飼い主が責任を持って持ち帰らしましょ。

## 入札結果の公表

市が発注する建設工事、業務委託、物品購入等の入札結果のうち、主なもの(落札金額が工事500万円以上・業務委託300万円以上・物品購入等200万円以上)について公表します。なお、そのほかの結果も含め、全入札結果は、入札情報サービス、市役所受付行政情報コーナー、財政課で公表しています。

注:金額は税込表示  
● 財政課契約管理班 ☎0475(70)0312

### 12月19日一般競争入札実施分

○件名	増穂小学校校舎屋上防水改修工事
場所	北飯塚281番地
落札業者	(株)彩
落札金額	15,336,789円
落札率	88.58%
○件名	道水路境界確定点保全管理業務
場所	大網白里市内
落札業者	(株)つくも
落札金額	3,608,000円
落札率	95.91%

## 石油ストーブからの火災や事故に注意!

寒い季節は、ストーブによる火災が増加します。ストーブ火災の多くは、使用者の取り扱いや不注意が原因で発生しています。使用の際は十分に注意し、火災を防ぎましょ。

### 〈火災を防ぐポイント〉

- ・ガソリンは絶対に使用しない。
- ・給油時は必ず消火する。
- ・燃えやすいものをそばに置いたり、洗濯物を乾かしたりしない。
- ・スプレー缶やカセットコンロ用ボンベなどをストーブの上に置かない。

● 安全対策課 消防防災班

☎0475(70)0303

- ・猫は屋内で飼いましょ。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることもできます。
- ・適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょ。
- ・やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してくだい。
- ・愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。
- ・愛護動物を殺傷すると、最大2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。
- ・動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょ。

● 地域づくり課 環境対策班  
☎0475(70)0386

## 地域包括支援センターだより

### ～特殊詐欺に気を付けましょ～

近年、高齢者を狙った詐欺や消費者トラブルが増えています。高齢者の被害を未然に防ぐためのポイントや、最新の手法などをご紹介します。

#### ◇個人情報削除詐欺

ある日突然、公的機関を装って、「あなたの個人情報が出ています。今すぐ削除しないと大変なことになる」などと不安をあおる電話がかかってくる。削除をお願いすると、「今から言う場所に、現金を送ってほしい」と指示され、言われるままに現金を送ってしましょ。

#### 〈ポイント〉

「個人情報を削除してあげる」などと持ちかけてくる電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。

#### ◇義援金詐欺

ある日突然、電話やファクスで、「先日起きた災害の『災害義援金』を募っている。この口座に振り込んでほしい」などと言い、有名なボランティア団体や公的機関と似た、間違えやすい名前を名乗り、振り込ませようとする。

#### 〈ポイント〉

義援金を振り込む前に信用できる団体か、振込先がテレビ・新聞等で公表している口座番号と同一かどうか、十分に確認してください。

#### ◇現金の「振り込み型」から「送付型」へ

「あなたは老人ホームに入居する権利が当たった」と電話があり、

「入居しないなら権利を譲ってほしい」などと依頼され、最終的には「名義貸しは違法。お金を送れば解決する。宅配便で品名には『お菓子』と書いて〇〇宛に送って」と言われ、送ってしましょ。

#### 〈ポイント〉

お金はゆうパックや宅配便で送ることはできません。電話で「お金を送って」は詐欺なので注意しましょ。

このほかにも、「あなたの口座が詐欺に悪用されている」などと不安をあおり、キャッシュカードをだまし取る手口や「医療費の払い戻しがあります。ATMで手続きしてください」などと還付金がもらえるような話をされ、言われたとおりATMを操作すると犯人の口座へ振り込んでしましょ「還付金詐欺」があり、被害が増加しています。市役所や年金事務所などの公的な組織や団体が、払い戻しをATMで手続きさせることは絶対にありませんので、気を付けましょ。

高齢者の被害を防止するため、本人が注意を心掛けることはもちろん、ご家族などから被害防止の対策をするよう呼び掛けましょ。

#### ● 地域包括支援センター

☎0475(70)0439

#### ● 在宅介護支援センター おおあみ緑の里

☎0475(73)5146

#### ● 在宅介護支援センター 杜の街

☎0475(70)1666

## ルールを守ってご利用を～リサイクル倉庫～

市では、市内の4か所の施設内(市役所、中部コミュニティセンター、白里出張所、農村ふれあいセンターやまべの郷)にリサイクル倉庫を設置して、家庭から出た新聞やダンボール、雑誌がみ等を回収し、リサイクルしていますが、リサイクル倉庫で回収できないものが持ち込まれるケースが相次いでいます。持ち込みのルールやマナーを守って利用してください。

▶回収品目=新聞(チラシ含む)、雑誌、ダンボール、衣類、飲料用紙パック、コピー用紙(シュレッダーくず含む)、雑誌がみ  
※リサイクル倉庫に出すときは、散乱しないように、ひも等で束ねてください。

▶利用時間=8時30分～17時(年末・年始を除く)

※中部コミュニティセンターと、農村ふれあいセンターやまべの郷は施設休館日は利用できません。

#### ◇雑誌がみとは

お菓子の箱やティッシュの箱、トイレットペーパーの芯、封筒、紙袋などです。☑のマークが目印です。雑誌がみは見落としがちですので、この機会にマークを探してみてください。なお、雑誌がみに臭いや汚れが付着しているものは、再生品に、においや汚れが付いてしまうため、リサイクルできませんので、通常の可燃ごみとして処理してください。

理してください。

#### ▶回収できないものの例(写真参照)

- ①布団や毛布等の寝具やカーペット、着物、カーテンなど「衣類」に該当しないもの
- ②パソコン、テレビなどの電化製品
- ③お皿やグラスなどの食器



▲例:毛布・タオル



▲例:ビン・グラス等

● 地域づくり課 環境対策班

☎0475(70)0386